



農 薬 登 録 票

登 録 番 号 第 15940 号

登 録 年 月 日 平成 18 年 2 月 21 日

登 録 の 有 効 期 間 平成 21 年 2 月 20 日

農 薬 の 種 類 イソプロチオラン・フルトラニル水和剤

農 薬 の 名 称 グラステン水和剤

物 理 的 化 学 的 性 状 類白色水和性粉末 45μm以下

| | | |
|----------------------|---------------------------------|-------|
| 有効成分の種類 及 び 含 有 量 | ジイプロピル-1,3-ジチオラン-2-イデン-モノネト | 20.0% |
| | α, α, α-トリクロロ-3'-イプロポキシ-0-トリアリト | 25.0% |

| | | |
|--------------------|----------------|-------|
| その他の成分の 種類及び含有量 | 鉱物質微粉, 界面活性剤 等 | 55.0% |
|--------------------|----------------|-------|

適 用 病 害 虫 の 範 囲
及 び 使 用 方 法 (別記のとおり)

製 造 者 又 は
輸 入 者 の
氏 名 及 び 住 所 東京都中央区日本橋一丁目2番5号
日本農薬株式会社
取締役社長 ~~大内 脩~~ 代表取締役社長 神山 洋一

製 造 場 の
名 称 及 び 所 在 地 大阪市西淀川区佃5-1-34
~~日本農薬大阪工場~~ (株)ニチノーサービス 大阪事業所
佐賀県三養基郡上峰町大字堤字二本杉180-1
~~日本農薬佐賀工場~~ (株)ニチノーサービス 佐賀事業所
福島県二本松市平石高川4-286
~~日本農薬福島工場~~ (株)ニチノーサービス 福島事業所
広島県庄原市川北町123
住化アグロ製造(株)原工場

小 分 製 造 場 埼玉県児玉郡上里町七本木2945-7
横村産業(有)

農薬取締法第6条の2第2項の規定に基づき 平成18年9月20日 付けをもって上記のとおり
変更の登録をしたので本票を書替交付する。

平成18年9月20日

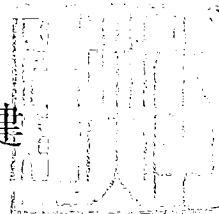


農林水産大臣臨時代理

国務大臣



杉 浦 正 健



(別記)

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | トリプロキサールを含む農薬の総使用回数 | フルトラールを含む農薬の総使用回数 |
|-----------------|-----------------------------------|----------|------|---------|---------------|---------------------|-------------------|
| 芝 (日本芝) | フェアリーリング病 | 300~600倍 | 発病初期 | 8回以内 | 1㎡当り 10Q散布 | 8回以内 | 8回以内 |
| | 葉腐病 (ラジバッチ) 疑似葉腐病 (春はげ症) | 300~500倍 | | | 休眠期前 | | |
| | | | さび病 | 500倍 | 発病初期 | | |
| | 芝 (ライグラス) | いもち病 | 250倍 | 発病前 | | | |
| 芝 (ブルーグラス) | 雪腐小粒菌核病 紅色雪腐病 | 300~500倍 | 根雪前 | 3回以内 | 1㎡当り 1Q散布 | | |
| 芝 (ベントグラス) | 葉腐病 (グラウパッチ) | | | | 100倍 | | |
| | フェアリーリング病 | 300~500倍 | 発病初期 | 8回以内 | 1㎡当り 10Q散布 | | |
| | ハミンスポリウム葉枯病 カーブライア葉枯病 | | | | 1㎡当り 1Q散布 | | |
| 芝 (バーミュダグラス) | | | | | | | |

製造場の名称変更

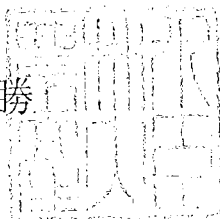
日本農薬(株) 福島工場を(株)ニチノーサービス 福島事業所に変更
 日本農薬(株) 大阪工場を(株)ニチノーサービス 大阪事業所に変更
 日本農薬(株) 佐賀工場を(株)ニチノーサービス 佐賀事業所に変更

農薬取締法第6条第2項の規定に基づき 平成18年11月22日 付け

をもって上記のとおり変更の登録をしたので本票を書替交付する。

平成18年11月22日

農林水産大臣 松岡 利勝



代表者変更

取締役社長 大内 脩吉 から 代表取締役社長 神山 洋一 へ変更

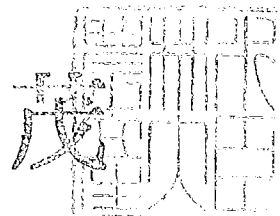
農薬取締法第6条第2項の規定に基づき 平成21年1月29日 付け

をもって上記のとおり変更の登録をしたので本票を書替交付する。

平成21年1月29日

農林水産大臣

石破

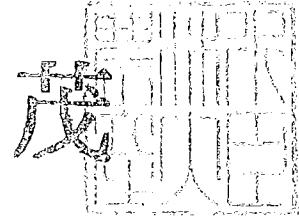


登録の有効期間 平成24年2月20日
農薬取締法第2条第3項の規定に基づき
上記のとおり登録した。

平成21年1月29日

農林水産大臣

石破



登録の有効期間 平成27年2月20日
農薬取締法第2条第3項の規定に基づき
上記のとおり登録した。

平成24年1月31日

農林水産大臣

鹿野道彦